

山梨県立県民文化ホールレストラン業務仕様書

1 レストラン施設の概要

(1) 所在地

甲府市寿町26-1 山梨県立県民文化ホール内

(2) レストラン部分の概要

総面積	237.468㎡ (屋外スペースを除く)
・客席スペース	182.060㎡ (客席 41.107㎡、談話室として開放する部分 140.953㎡、トイレあり)
・厨房諸室	55.408㎡

2 レストラン施設の性格

- (1) 公演等を鑑賞する県民により、休憩時間等に喫茶や食事のために利用される施設
- (2) 公演主催者等により、喫茶や食事のために利用される施設
- (3) 子供から高齢者まで、幅広い年齢層に対応できる施設

3 運営条件

(1) 営業日及び営業時間

ア 営業日は山梨県立県民文化ホールの開館日を原則とする。

イ 営業時間は午前10時から午後5時までを原則とする。

ただし、公演等の開催時間により柔軟に対応すること。

- (2) 営業又は従事に際し、資格又は免許等を必要とするものについては、資格免許等を有する者を従事させるものであること。
- (3) 過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分等の措置を受けたことがないこと。

(4) 安全・衛生

ア レストラン施設業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従わなければならない。

イ レストラン施設営業より生ずる廃棄物については、指定管理者の責任において処理しなければならない。

(5) メニュー・価格

レストラン施設の性格に基づき、利用者に考慮した低廉なメニュー・価格を設定するものとする。

7 経費等の負担

(1) 営業に係る必要経費は、指定管理者の負担とする。

ア 電気・水道・下水道・電話料等

イ 営業により生ずる廃棄物の処理・処分費、清掃業務費、グリストラップ清掃費等

ウ その他必要経費

(2) 山梨県が貸与する基本設備は次のとおりとする。

ア 椅子、テーブル

イ 厨房機器（別紙のとおり）

ウ 窓にはカーテン付き

エ 空調設備は冷暖房が可能

(3) 上記（2）以外は、全て指定管理者の負担により準備するものとする。